

投稿論文

韓国のセクシュアル・マイノリティ運動における「あいまいな当事者性」戦略

——運動の基盤となった当事者コミュニティに着目して

柳 姫希

Key Words 韓国、セクシュアル・マイノリティ、あいまいな当事者性、コミュニティ

1. はじめに

韓国でセクシュアル・マイノリティ問題が社会問題としてイシュー化され始めたのは比較的近年のことである。今まで「見えない存在」であったセクシュアル・マイノリティが「見える存在」になった背景にはセクシュアル・マイノリティによる当事者運動がある。運動を通してセクシュアル・マイノリティに対する否定的であった社会的認識に間違いに寛容さがみられるようになり、セクシュアル・マイノリティ問題は社会問題として議論されるようになった。直近では第19代大統領選挙戦においてセクシュアル・マイノリティ問題が一つの議論のテーマとなった。また韓国の政党の一つである正義党はセクシュアル・マイノリティ委員会を発足させ、セクシュアル・マイノリティへの差別や嫌悪感を持った発言に対する抗議活動などを行っている。

しかしながら、セクシュアル・マイノリティ存在が可視化されたと言ってもセクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別が解消されたわけではない。差別およびいじめを経験したセクシ

アル・マイノリティ青少年の58.1%がうつ病になり、自殺を試みた青少年も19.4%に至っている(国家人権委員会、2014)。2017年5月には、軍刑法92条に基づき、同性と性行為をしたという理由で陸軍大尉が逮捕される事件があるようにいまだ韓国社会では同性愛が犯罪扱いされている。近年、台湾やアメリカの全州で同性婚が認められるようになったが、そのことから考えても、今の韓国の現状はセクシュアル・マイノリティにとって厳しい状況にあるといえる。

上述したように韓国ではいまだセクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別が根強いため当事者はカミングアウトを回避して生活せざるを得ない状況にあり、そのことは当事者運動団体においてもそれほど変わらない。韓国社会においてセクシュアル・マイノリティの存在は可視化されるようになったものの、後述する数回にわたる韓国調査¹を通じて見えたことは、当事者個人やセクシュアル・マイノリティ団体は当事者であることを意図的に顕示させないで活動をしている状況が見られた。例えば当事者団体である「韓国レズビアン相談所」は、当事者が気軽に相談できるようにするために韓国レズビアン相談所と名付けて

いたが、地域住民などの偏見によるトラブルを恐れて事務所の前に看板さえ出せずに活動していた(柳、2015)。また抱えている問題の可視化においても、他のマイノリティの場合、当事者が表に出て訴えるのが一般的であるが、韓国レズビアン相談所では相談を通して偏見や差別の実態をデータとして蓄積してセクシュアル・マイノリティ問題の可視化を図るという方法をとっていた(柳、2015)。

このように、韓国のセクシュアル・マイノリティ当事者は社会からの批判や攻撃を恐れて、運動を担っている活動家が当事者であるにも関わらず、ストレートに当事者とは言えない環境に置かれている。韓国のセクシュアル・マイノリティ運動では、当事者性を持ちながらも意図的(または戦略的)に自分たちの当事者性をあいまいにさせながら活動しているといえる。本稿では当事者性をあいまいにした戦略としての活動家のあり方を「あいまいな当事者性」戦略としてとらえる。ここでの当事者性とは中西・上野が『当事者主権』において示したものである。だが韓国のセクシュアル・マイノリティ運動では当事者は個人としてのニーズを持ち、当事者としての自覚を持っているが、活動において個人の顔が見えないようにしながら、自分たちの置かれている現状を変えようとしてきた。そのための戦略として「活動家」と名乗ることで当事者性をあいまいにする。「あいまいな当事者性」とは、当事者として自己ニーズは自覚しているけれども、個人としての当事者性を戦略的にあいまいにして運動の担い手となるための手段をいう。

本稿の目的は韓国のセクシュアル・マイノリティ運動において、セクシュアル・マイノリティらがなぜ「あいまいな当事者性」という戦略に至ったのか、また「あいまいな当事者性」戦略の背景にある当事者コミュニティの存在と、その存在の戦略への意義を論じる。そして、この「あいまいな当事者性」戦略の変化と展望について考察する。なお、本研究での調査にあたっては、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針に

沿って調査を実施した。

2. 先行研究にみる韓国のセクシュアル・マイノリティ運動と当事者コミュニティ

1 | セクシュアル・マイノリティ運動に関する研究

セクシュアル・マイノリティ運動に関する研究には、「人権、市民権そしてセクシュアリティ：韓国の性的少数者運動と政治学」(ソ、2005)、「性的少数者人権運動の展開と政策的対応—いくつかの仮説的議論」(イ、2010)、「権利の空白、青少年の性的権利：学生人権条例制定運動を振り返って」(ジュリ、2012)、「韓国セクシュアル・マイノリティ運動と制度化の逆説」(ナ、2015)などがある。これらの研究では、既存のセクシュアル・マイノリティ運動の性格と運動が提起していることや、2001年に始まったセクシュアル・マイノリティの人権に向けた法の制定運動を検討しながら、その過程で争点になったことや韓国社会でジェンダー／セクシュアリティが法制度の中でどのように扱われてきたのかなどについて明らかにしている。

ゲイ運動に関する研究には、「チングサイと韓国のゲイ人権運動」(韓国ゲイ人権運動団体チングサイ、2011)があり、韓国で初めてのゲイ団体であるチングサイ(친구사이：友だちという意味)の活動について歴史的に概観した上で、韓国社会の保守的文化と家父長制の抑圧の中でセクシュアル・マイノリティに対する差別が存在していることについて明らかにすることは今のセクシュアル・マイノリティ運動における主要な課題であると主張している。またそれを可能にするためには、今までのセクシュアル・マイノリティ運動の主要なイシューであったHIV、同性結婚、差別禁止法に対する活動に加えて、セクシュアル・マイノリティの独創性をそのまま表すことができ

る活動の必要性について述べている。

レズビアン運動に関する研究には、「韓国レズビアン人権運動の10年史」(韓国女性性的少数者人権運動団体キリキリ、2004)、「差による差別蹴飛ばした紫の虹—レズビアン人権研究所パクキム・スジン氏とシロ氏のインタビュー：レズビアンの人権運動はすべての女性が幸せになる運動」(イ、2004)、「差による差別蹴飛ばした紫の虹—レズビアン人権運動10年史：私は存在する、故に要求できる」(ケイ、2004)などがある。これらの研究では、レズビアンの存在すら分からなかった時期を経て、レズビアン人権運動団体が設立されるまでの過程を検討し、韓国のレズビアンがアウトティングの脅威と経済的劣悪さの中でも社会の偏見や差別に対抗しながら、多くの変化を成し遂げてきた成果についてまとめている。

2 | セクシュアル・マイノリティのコミュニティに関する研究

セクシュアル・マイノリティのコミュニティに関する研究には、「セクシュアル・マイノリティ人口、コミュニティを描く作業で出会う問題—韓国LGBTIコミュニティ社会的欲求の調査を中心に—」(ナ・ジョン、2015)、「セクシュアル・マイノリティのコミュニティ参加の意義に対する研究—Giorgi現象学的方法論を中心に—」(ソン・イ、2016)などがある。これらの研究では、セクシュアル・マイノリティが、なぜ当事者コミュニティに参加しようとするのかと、そこに参加する意味は何かについて把握をしながら、韓国でセクシュアル・マイノリティが市民権を得るため戦っていく中で、コミュニティが持つ可能性と限界について述べている。

ゲイコミュニティに関する研究には、「ゲイ男性の場所の形成：鍾路区楽園洞を例に」(イ、2006)、「アバターのカミングアウト：メディア環境の変化と韓国ゲイコミュニティ」(イム、2011)、「セクシュアル・マイノリティらの空間専有とコミュニティ構築—梨泰院(イテウォン)消防署の事例研究—」(ハン、2013)、「1980年代

『サンデーソウル』に現われた同性愛談論と男性同性愛者たちの経験」(ジョン、2015)などがある。ジョン(2013)は、セクシュアル・マイノリティ運動が本格的に始まる前の1980年代半ばから1990年代にかけて同性愛が韓国の社会の中でどのように認識され、また同時に、どのように排除されてきたのかをAIDSと関連づけて分析している。ハン(2013)は、セクシュアル・マイノリティが梨泰院消防署の路地に自分たちの空間を作り、自分たちのコミュニティを形成したことに注目しながら、セクシュアル・マイノリティが作ってきた空間やコミュニティが既存の性観念の変化にどのような影響を及ぼすのかについて述べている。

レズビアンコミュニティに関する研究には、「韓国のレズビアン遊び文化研究：クラブ(Club)と(Bar)で露呈する少数の文化的な特徴を中心に」(キム、2004)、「韓国レズビアンコミュニティの歴史」(ハン、2011)、「国内女性同性愛者の場所形成と文化実態」(ユン、2013)、「LGBT、私たちが今ここに住んでいる—現代韓国の性的少数者と空間—」(カン、2015)などがある。これらの研究では、今まで排除されてきたレズビアンの居場所形成の実態及びレズビアンコミュニティの歴史などについてまとめている。

これからの韓国のセクシュアル・マイノリティ運動とコミュニティに関する研究をみてきたが、研究のほとんどが運動とコミュニティの歴史に関連するものであり、管見の限り韓国のセクシュアル・マイノリティの当事者性に焦点を当てた研究は一つもなかった。また、運動とコミュニティそれぞれについて述べた研究はあるものの、当事者コミュニティの形成及び当事者運動との関係に着目して行われた研究はなかった。

3. 当事者コミュニティの形成

本章では、「当事者コミュニティ」の形成プロ

セスに着目して、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動において「あいまいな当事者性」がどのように形成されてきたかを時間軸に沿ってみていく。また、各時期ごとに「あいまいな当事者性」と当事者コミュニティがどのように作用しあったのかについて検討し、セクシュアル・マイノリティ運動の今日的状況を明らかにする。ここでの「当事者コミュニティ」とは、親睦、出会い、情報交換などのニーズを持ったセクシュアル・マイノリティが集まる空間である。具体的な場には、劇場、公園、トイレ、ゲイ・バー、レズビアン・バー、喫茶店の場またオンラインコミュニティも含まれる。

韓国最初のセクシュアル・マイノリティ団体は1993年に設立された「チョドンヘ」(초동회: 緑は同色であるという意味)であるが、セクシュアル・マイノリティ当事者によるコミュニティはそれ以前にも存在していた。しかし、チョドンヘが設立される前のセクシュアル・マイノリティによる活動については公式な記録がないため、セクシュアル・マイノリティへのインタビュー資料や週刊誌、新聞記事などに頼るしかない(韓国ゲイ人権運動団体チングサイ、2011)が、現在は何人かのゲイとレズビアンの活動家がそれぞれのコミュニティの歴史についてまとめているので、本章ではそれに依拠して検討する。

1 | 親睦中心としてのコミュニティ

韓国でセクシュアル・マイノリティによる当事者コミュニティが見られたのは、日本の植民地からの解放以降の1950年代からであり、ソウル特別市の明洞(ミョンドン)のドンミョン劇場で初めてゲイたちの姿がみられた。当時の劇場の雰囲気について、韓国初のゲイとレズビアンの雑誌BUDDYの編集委員であったイソン(1998)はインタビューを通して、次のように描写している。

私の記憶で〈ドンミョン〉が最初だった。多分解放されてちょっと時間が経ってからだよな。その劇場は明洞にあった。昔の新世

界デパートの屋上、そう！ そこにあった。後に火災でなくなるまでずっとそこにあった。…(中略)…それでも〈ドンミョン〉はちょっとましなやつらが入り出りしていたようだ。そこは明洞じゃないか、繁華街だったから、なかなか立派な建物も多く、百貨店もあり、あだからさ。ネクタイのやつらも結構いた。実は私が最初出会った男性も、スーツを着たれっきとした中年男だった。

「劇場の歴史：立っている人々」
(イソン、1998)より

この話から確認できるように、1950年代からゲイのコミュニティは存在していた。今のようにセクシュアル・マイノリティが集まる場所が多様ではなかった1950年代においては暗くて人目に付かない劇場は、匿名の出会いを求めたゲイにとって最適の場所であった。これを機にドンミョン劇場だけではなく、ギョンドン劇場、グァンム劇場などが次々とできた。当時、劇場の中には、とても大勢の人で溢れていた。

1960年代に入ってから、ゲイの姿だけではなく、レズビアンの姿も見られるようになった。ソウル特別市の乙支路印刷所路地と新党洞の一带にゲイ・バーができたし、映画館に比べて、匿名性が弱いゲイ・バーは親睦集団の形成を可能にした(チングサイ、2011)。レズビアンによる初のコミュニティは、1965年に結成された「ヨウンヘ」(여운회: 女運會)である。会員の90%がタクシー運転手であったため、女子運転士会という意味で、その頭文字をとってヨウンへと名付けていた。1996年に発刊されたレズビアン雑誌『ト ダルン セサン(また違う愛)』(1996)によると、ヨウンへの構成員の年齢は10代から50代までで、レズビアン組織とのことが知られており、ひそかに全国から人が集まってきた。年齢による上下関係が厳しく、例えば、定期会などの一度の行事に何千人もの人々が集まった。少ない時でも1,200人から1,300人は集まったという。構成員の中には、結婚するカップルもいたし、結婚

後、養子を迎えるカップルもいた。ヨウンヘは、法的に公認された社会团体として許可を受けようとしたが失敗し、1984・85年の会長選挙の時に、派が分かれて解体された。以上に見てきたように、「ヨウンヘ」はレズビアン組織として、親睦会や結婚する会員への支援など当時のレズビアンのニーズに合わせた活動を約20年間続けてきた。しかし、レズビアン組織でありながらも、団体名を「ヨウンヘ」と名付けていたことは、意図的（または戦略的）に団体名をあいまいにして、その団体が特定できないようにし、積極的に活動ができるようにしたものと考えられる。また、このような「あいまいな当事者性」戦略が、「ヨウンヘ」が社会から批判や攻撃を受けずに、20年間も活動が続けてきた一因といえよう。

2 | 当事者コミュニティの拡張と情報の結節点

1970年代に入り、ゲイコミュニティは明洞、乙支路、新党洞に続き鐘路に、レズビアンコミュニティは明洞でその痕跡を見つけることができる。まず、ゲイコミュニティは、鐘路のパゴダ劇場を中心に、鐘路楽園洞一帯にゲイ・バーが形成された。この一帯に形成されたゲイ・バーは、後ほどチョドンへと「韓国ゲイ人権運動団体チングサイ」の人権運動の基盤となった（チングサイ、2011）。70年代のレズビアンコミュニティには、ヨウンヘ以外にもソウル市の明洞に「シャネル」という女性専用の喫茶店があった。「韓国レズビアンコミュニティの歴史」（2011）によると、このシャネルには、レズビアン・バーと言えるほどの大勢のレズビアンが集まっており、その数が200人を越えたという。この喫茶店は大麻の使用が発覚し、開業2年後に廃業することとなるが、ここで出会った彼らはレズビアンという理由で差別する店がある時には、その店に対して不買運動を行ったりもした。しかし、1980年代に明洞地域が衰退し、このコミュニティも解体された。

イ（1998）によると、1980年代のゲイ・バーを通して、ゲイコミュニティと交流したレズビア

ンがいたという。しかし、この点について、ハン（2011）は、慎重にアプローチする必要があると指摘し、現在のようなゲイ・バーが梨泰院にできたのは1990年代の初期頃で、当時、梨泰院ではゲイは男性同性愛者を意味する言葉ではなく、MTFトランスジェンダーを指す用語であったと述べている。そのため、梨泰院ゲイコミュニティに加わったレズビアンの歴史はトランスジェンダーとレズビアンの交流の歴史として新しく解釈しなければならないと主張している。

1980年代のゲイは韓国の都市化と産業化の進行により、夜間の都心公園、劇場、サウナの睡眠室、公共トイレなどで出会いを求めている。西洋のように歴史的に形成されたゲイコミュニティや日本のようにセクシュアル・マイノリティによって出版される雑誌などがあったわけではないため、このような場所に関する情報は簡単に得られるものではなかった。かれらは、偶然にサウナや劇場で出会った、ゲイに情報を得たり、トイレの壁に書かれてあるメモをみて、ゲイが集まる場所を見つけたのである（ジョン、2015）。また、1980年代半ばから、セクシュアル・マイノリティを扱う記事や雑誌が増え、実際大勢のゲイが『サンデーソウル』のような大衆雑誌を通して鐘路のパゴダ劇場とゲイ・バーを初めて知ったという（ジョン、2015）。これを機に韓国の鐘路3街周辺はゲイが集まる場所となり、1990年代韓国初のゲイ人権運動団体であるチングサイが設立される基盤となった。

4. 当事者コミュニティから運動組織の形成へ

1 | コミュニティを基盤とした運動組織の形成期

1980年代には同性愛者をAIDSの感染源だとする認識が蔓延し、ゲイやレズビアンは退廃した西洋の出来事であるとして認識され、蔑視の存在で

あった(柳、2015)。このような社会の雰囲気を受けて、韓国のセクシュアル・マイノリティは、同性愛者に関するイメージを正し、誤ったエイズ運動を批判する活動のために1993年チョドンへを設立した。イ(1999)によると、このチョドンへ形成の基盤になったのは、「Sappho」という在韓外国人レズビアンとバイセクシュアルのコミュニティである。Sapphoの設立者であるトニーU.S.Oと「コリアンタイム」、「コリアンヘラルド」のような英字新聞を通して、このようなコミュニティの存在について広報をした。その広報をみて参加した人が8人いたが、その中で3人が韓国人レズビアンであった。彼女らは、何人かのゲイらと組織としての団体の結成の可能性について話し合った(キリキリ、2004)。その結果、1993年11月、ゲイ3人、レズビアン3人によって韓国初のセクシュアル・マイノリティ団体であるチョドンへが設立された。しかし、ゲイとレズビアンそれぞれが求めたゴールがあまりにも異なったため、チョドンへは2か月後に解体することになる。

チョドンへが解体されてから、ゲイは1994年1月にチングサイを、レズビアンは1994年11月に「キリキリ」(끼리끼리: 仲間同士)を設立することになる。ゲイ団体であるチングサイの場合は、すでに梨泰院などの地域にゲイコミュニティが形成されていたため、すぐに団体を設立することが可能だった。しかし、レズビアンは組織を作る基盤が形成されていなかったため、結成メンバーの5人が集まるまで1年がかかった。5人のうち一部がチョドンへのメンバーであったため、基盤としてのコミュニティが形成されていなくても団体の結成まで繋がることのできた(キリキリ、2004)。

チングサイとキリキリの設立は、今まで否定されてきたセクシュアル・マイノリティの存在を社会に可視化したし、セクシュアル・マイノリティが社会的な活動し、公に活動をする場を開いた(チングサイ、2011)。この設立をきっかけに、チングサイでは、1990年代から活動していたソ・

ドンジン、イ・ジョンウ、チョン・ジョンナム、イソン・ヒルなどが(チングサイ、2011)、キリキリでは、ジョン・ヘソン、イ・ヘソル、パク・ハニ、ジャン・ミナ、ジョン・ヌリなど(キリキリ、2004)がメディアを通してカミングアウトした。そのあと、チングサイは会員らのカミングアウトを支持し、2001年からはカミングアウトインタビューを始めた。しかし、キリキリはカミングアウトした多くのレズビアンが職場を失い、家族から絶縁されるなどの不利益があったため、カミングアウトすることには慎重に対処するようになった。キリキリはカミングアウトの支持活動よりも相談の専門化のために相談室を設けて、レズビアンとの相談に関する各種の事例と資料収集や相談活動などに力を入れていた(キムソン、1999)。チングサイのカミングアウトインタビューは、インタビューを通して公にカミングアウトするプロジェクトとして100名が参加し、それを本にまとめようという趣旨で企画された。企画されて16年経った現在まで、42名がカミングアウトインタビューに参加している(チングサイのホームページ)。この数を見ると、韓国の社会がいまだカミングアウトしにくい環境にあることが分かる。

1995年には前述のような社会的気運の下で、国内初のセクシュアル・マイノリティ連帯団体である「韓国同性愛者人権団体協議会」が組織された。この団体は、活動を相談、情報誌の発刊、セミナー、親睦などの内部活動と、集会、記者会見などの外部活動に分けて、コミュニティ構成員のカミングアウトの負担を減らしたりもした(チングサイ、2011)。1996年には、レズビアン・バーが新村、弘益大学を中心に栄え、このことによりゲイコミュニティー文化は梨泰院、鐘路を中心に、レズビアンコミュニティの文化は、新村、弘益大学周辺を中心として定着した(キリキリ、2004)。

1990年代後半からは、オフラインのコミュニティだけではなく、オンラインコミュニティとセクシュアル・マイノリティに関する雑誌などが見

られるようになった。雑誌には、1998年に創刊されたセクシュアル・マイノリティの総合雑誌である『Buddy』と正式に出版されたものではないがゲイの読者をターゲットにした『ポリッザル』（보릿자루：麦を入れた袋の意味）などがある。これらの雑誌は、同性愛者間での情報交換と同性愛者に対する偏見を破るための工夫などをしてきた。1998年からはインターネットが活性化され、匿名性が保障されるオンライを基盤としたコミュニティが急速に増えた。

1、2年の間に100以上のインターネットコミュニティが形成され、自分の顔と名前を出しながら活動することに恐れを抱くセクシュアル・マイノリティにとって、オンライコミュニティは誰でも安心して参加できる場となっている。また、匿名性が保障されるオンライの活用は「あいまいな当事者性」を担保しアウトイングの問題などで参加できなかった当事者が参加できるような機会を提供した。当時は、インターネットを通して、当事者コミュニティがいくらかでも形成され、もう当事者が集まるということだけでは意味がないという意見と親睦会から人権運動への転換の必要性に関する声などがあった（キリキリ、2004）。

2 | 運動組織の展開期

2000年代は韓国のセクシュアル・マイノリティにとって特別な意味を持つ時期で、2000年を起点として韓国のセクシュアル・マイノリティ運動に大きい変化が見られた。例えば、2000年にゲイ芸能人であるホン・ソクチョンのカミングアウトやクィア文化祭の開催、2001年にトランスジェンダー芸能人ハ・リスのカミングアウトやセクシュアル・マイノリティを保護する唯一の法律である国家人権委員会法の制定などがある。ホン・ソクチョンはカミングアウトして社会から猛批判を受け、自分が関わっていた全ての仕事からはざされることとなる。しかし、これを機に、セクシュアル・マイノリティに対する関心が増え、ゲイとレズビアン中心であった既存のセクシュアル・マイノリティ運動から全てのセクシュアル・

マイノリティの人権を考える運動が進められるようになった。代表的な団体に、2002年5月に組織された「韓国性的少数者文化人権センター」がある。

上に述べたように、韓国でセクシュアル・マイノリティを保護する唯一の人権政策といえる施策は「国家人権委員会法」の規定だけある。韓国でセクシュアル・マイノリティの人権擁護のための施策化をめぐる動きが見られ始めたのは、2007年の差別禁止法の制定の時である。2007年、韓国では差別禁止法の制定に関する試みがあったが、法案の中に同性愛を認めるという内容が含まれていたため、保守的キリスト教界の反発により白紙化された。このことをきっかけに、2007年11月5日、「ムジゲヘンドン」（무지개행동：虹行動）というセクシュアル・マイノリティ差別反対のための連合体が結成され、今も運動を続けてきている。その以降も差別禁止法の制定に向けて、何度も試みをしてきたが、結局保守的キリスト教の反対によりできなくなった。

2010年からは、京畿道や光州広域市、ソウル特別市などいくつかの地方自治体でセクシュアル・マイノリティの人権に関する条例が制定されるようになり、セクシュアル・マイノリティ運動においても「性的指向・性別アイデンティティ（SOGI）法政策研究会」や「公益人権弁護士会希望を作る法」など政策化や法制度の整備に向けて活動をする団体が見られるようになった。

2013年には、韓国初の公開同性結婚式が開かれた。この公開同性結婚式を挙げたのは、映画監督であるキムゾ・グァンスとそのパートナーrainbowfactoryのキム・スンファン代表である。最初は結婚式の祝儀金でLGBTセンターを設立することが目標であったが、予想した金額より祝儀金が集まらなくて2015年5月17日、社団法人団体「シンナヌンセンター」（신나는센터：楽しいセンター）を設立した。また、同じ年にソウル特別市の城北区では住民参加型事業の一つとして青少年セクシュアル・マイノリティのための支援センターの設立が決定されたが、同じ区にある保守的

表1 セクシュアル・マイノリティによる社会運動の動きと当事者コミュニティ

1960年	朴正熙政権 (1961～1979)	【明洞を中心としたゲイコミュニティ】 ・1960年代：ミョンドンのドンミョン劇場周辺、ウルチロに「アダム」をはじめ親睦中心のゲイバーの登場 ・1965年：女運会（女子タクシー運転手会）
1970年		【乙支路・新党洞・鍾路を中心としたコミュニティ】 ・1974年：ミョンドンに女性専用のバー「シャネル」登場
1980年	全斗煥政権 (1980～1988) 盧泰愚政権 (1988～1993)	【梨泰院を中心としたコミュニティ】 ・1980年5月18日 5-18 光州民主化運動 ・1980年：イテウォンを中心としてレズビアンコミュニティが活性化される。
1990年	金泳三政権 (1993～1998) 金大中政権 (1998～2003)	【インターネットや雑誌を中心としたコミュニティ】 ・1991年：在韓外国人レズビアン組織であるサフォ誕生 ・1993年：韓国最初の同性愛団体であるチョドンヘ（草同会）誕生 ・1994年2月：韓国ゲイ人権運動団体チングサイ（友達同士）結成 ・1994年11月：韓国女性同性愛者人権運動組織であるキリキリ（仲間同士）結成 ・1995年6月：大学を中心に活動していた団体が集まって韓国同性愛者人権運動協議会を結成 ・1998年2月：〈BUDDY〉という韓国初の同性愛の専門雑誌創刊（正式に出版され全国の書店に配布）
2000年	盧武鉉政権 (2003～2008) 李明博政権 (2008～2013) 朴槿恵政権 (2013～2017) 文在寅政権 (2017～現在)	【新村・麻浦を中心としたコミュニティ】 ・2000年：芸人ホン・ソクチョンカミングアウト ・2000年：クィア文化際が大学路で開催 ・2001年：トランスジェンダー芸人ハ・リスのカミングアウト ・2001年5月：国家人権委員会法制定（性的指向による差別を禁止している） ・2005年：国家人権委員会人権状況実態研究所委託報告書 ・2007年：人権団体の連合会のムジゲヘンドン発足 ・2010年10月：京畿道学生人権条例 ・2011年10月：光州広域市学生人権保障および増進に関する条例 ・2012年1月：ソウル市特別学生人権条例 ・2013年9月：キムゾ・グァンスの公開同性結婚式 ・2014年：大学性的少数者団体の連合会キューブ発足 ・2017年9月：第1回釜山クィア文化祭開催 ・2017年10月：第1回済州クィア文化祭開催

キリスト教の反対により結局できなくなった。その代わりにセクシュアル・マイノリティ活動家らは民間団体の「青少年危機支援センターティンドン」を設立した。

2014年には、大学セクシュアル・マイノリティ団体の連合会である「QUV」（큐브: Queer University）が発足した。QUVには54大学の59団体（現在基準）が加入しており、団体の形態は非公開親睦会、公開親睦会、人権団体など多様である。主に、校内のセクシュアル・マイノリティ

への嫌悪活動や社会全般のセクシュアル・マイノリティの人権向上を目的として活動している。QUVに所属している団体のメンバーはほとんどがセクシュアル・マイノリティ当事者であるが、セクシュアル・マイノリティ運動において個人や一つの学内団体としてではなく、QUVという連合会として活動しているため、特定の人または団体が攻撃を受けるリスクが低くなっている。「あいまいな当事者性」戦略はこのようなセクシュアル・マイノリティ運動においても機能していると

いえる。

以上に見てきたように、「当事者コミュニティ」はセクシュアル・マイノリティにとって自分を晒すことなく集まる場所として機能していたし、同じ立場の人に出会うことができるという可能性をもった空間的な意味を越えて、自分のアイデンティティを肯定できる場としての意義を持つ。また、当事者コミュニティはセクシュアル・マイノリティ運動と相互に影響しあいながら、当事者がセクシュアル・マイノリティ運動に参加する契機を提供するなど当事者運動の今日的状況を形成してきたと言える。

5. 「あいまいな当事者性」戦略と課題

今までは、セクシュアル・マイノリティの運動の基盤となった当事者コミュニティの形成過程とその過程の中で、「あいまいな当事者性」がどのように機能してきたのかについて見てきた。

1 | 当事者コミュニティの存在と

「あいまいな当事者性」戦略の関係

本研究を通して明らかになったことは大きく3つに整理できる。まず、1つは、当事者コミュニティが果たしてきた役割はセクシュアル・マイノリティの居場所の機能だけではなく、新たなコミュニティの創出という機能である。当事者コミュニティは人の目に付かない劇場で形成され、それ以降、ゲイ・バーやレズビアン・バー、喫茶店、サウナの睡眠室、公共トイレを中心に形成されてきた。これらの場所の特徴は暗くて人の目に付かないところにあったことだが、それは、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されていなかった1990年以前は、セクシュアル・マイノリティ本人も自分のアイデンティティに自負心を持つことができなかつたため、暗くて人がいない場所を求めていたと考えられる。レズビアンコミュニティは、自分のアイデンティティの確認と

自己肯定が必要なレズビアンにとって、自分のアイデンティティに自信をもつことができる場、社会的連帯と希望を与えてくれる場所である（ハン、2011：114）。1990年以前の当事者コミュニティは正式な組織として形成されたものではないが、ヨウンへの定期会の一度の行事に何千人も集まるということから考えてみると、誰にも自分のことを明かさずに隠して生活してきたセクシュアル・マイノリティにとって居場所の役割を果たしていたことに違いない。

また、在韓外国人レズビアンとバイセクシュアルコミュニティ Sappho がセクシュアル・マイノリティ団体のチョドンへの結成に進展したこと、ゲイ・バーが多い鍾路にチングサイが位置していることなどは、当事者コミュニティがただの居場所としての機能を越えて、匿名性の下での出会いから組織的な活動が展開され、そのことが新たなコミュニティ創出へ繋がっている。

次に、2つ目は、同じセクシュアル・マイノリティであっても運動においてゲイとレズビアンの間に違いが見えたことである。韓国最大の学術データベースである DBpia² (DataBase Periodical Information Academic) への結果からみると、韓国のセクシュアル・マイノリティに関する研究は、同性愛に関する研究が多く、その中でも特に男性の同性愛者に関する研究が多かった。女性の同性愛者の研究の約40倍であった。韓国においてレズビアンに関する研究が少ない理由について、ユン（2013）は、男性的な思考を基礎とする家父長的な韓国の社会で、男性が除外された関係に対する興味が少なかったため、レズビアンに関する研究は研究としての価値を持つことが難しかったと述べている。また、カン（2015）は、ゲイとレズビアンは同性愛者という共通点を持つが、同性愛者である前にそれぞれ男性と女性として、韓国社会の中で占める位置が異なったため、社会から受ける待遇などに差があったと述べている。このように韓国の性的少数者の中で、レズビアンの立場はゲイに比べてより低い立場に置かれていたし、それはチョドンへの中でもそれほど変わらな

かった。4章でも述べたように、チョドンへは設立されて2か月後に解体されたが、その理由は、ゲイとレズビアンが目指したゴールの違いとチョドンへの中にも存在していたゲイの家父長的な態度である（キリキリ、2004）。

また、ゲイの場合は、運動が始まった初期頃から、カミングアウトの重要性を認識し、会員のカミングアウトを支持する活動をしてきているが、レズビアンの場合、運動初期当時にはカミングアウトは困難な状況であったことから、雑誌出版や相談などの活動を中心としてきている。実際、活動家や芸能人の中にはメディアを通してカミングアウトしたゲイは何人かいるが、レズビアンの中では、社会に対して正式にカミングアウトした人はいまだいないことから、韓国社会において男女間のジェンダーの権力関係がセクシャル・マイノリティ間にも反映されていることを指摘できる。

3つ目は、セクシュアル・マイノリティ運動において、「あいまいな当事者性」が、セクシュアル・マイノリティに対しての社会的認識が厳しい韓国の社会の中で戦略として機能していたことである。それは、3章、4章からも確認することができる。例えば、人の目に付かない所を探して、劇場や夜間の都心公園、バー、トイレ、サウナの睡眠室などで出会いを求めていたことや、ヨウンヘがレズビアンコミュニティであるにも関わらず、外から攻撃を受けないように名前を女子運転士会を意味するヨウンヘにしたことなどがある。また、匿名性が保障できるオンラインコミュニティの発達はカミングアウトしない当事者でも気軽に参加できる場として機能していた。2007年の差別禁止法の制定の試みを起点として、セクシュアル・マイノリティ運動において個人の活動家の活動より集団としての活動が多く見られた。韓国のセクシュアル・マイノリティは何か社会に訴える案件がある時には、様々な団体が連帯をし対応している。一つの団体だと力が弱く、攻撃を受けやすいが、連帯をすることによって、活動家や団体が特定されないし、連帯をすると、社会か

ら受けるリスクが低くなるため、積極的に活動することができる。このような活動の展開は当事者コミュニティの拡大につながっており、2017年に行われた第18回目のクィアパレードには史上最高の8万5000人が参加したように参加者の増加などに表れている。パレードでは報道などにおいて顔を出している参加者も多く見られるようになったが、名前は仮名などをいまだに用いており、ここでも「あいまいな当事者性」戦略をみることができる。社会に声明を出す際にも、個人としてではなく、団体の活動家とすることで当事者性はあいまいになり当事者性は問われることがなくなり、差別の可能性に対して抗することができるし、運動を維持することができる。

保守的キリスト教団体によるセクシャル・マイノリティへの抑圧がみられる中で、キリスト教界の動向について、セクシャル・マイノリティを受け入れている数少ないキリスト教会であるソムドルヒャンリン教会(삼돌향린교회)、またセクシュアル・マイノリティがその運営を行っているロテム木陰教会(로템나무늘교회)などの活動についても触れてみたい。ソムドルヒャンリン教会は2013年にヒャンリン教会から分立された教会で、外国人労働者、農民、解雇労働者、分断民族の統一などともにセクシュアル・マイノリティなどの問題に関心を持って支援活動を行っている。特に、同教会のイム・ボラ牧師はメディアなどのインタビューなどを積極的に利用して、セクシュアル・マイノリティの人権のための活動を行っている。イム牧師の活動が知られ、他の教会からセクシュアル・マイノリティという理由で排除された人々が同教会を訪れている。礼拝にはセクシュアル・マイノリティではない者も参加しているため礼拝に参加することでセクシュアル・マイノリティであることが知らされる心配などはなく、セクシュアル・マイノリティが気軽に参加している。ロテム木陰教会は、1996年11月、キリスト教信者でありながら同性愛者であることで悩んでいた同性愛者とキリスト教の同性愛に関する働きに関心があった人の出会いによって設立さ

れた³。この教会の礼拝には男性同性愛者が多く、他の団体からセクシュアル・マイノリティという理由で排除された人やキリスト教信者でありながら同性愛者であることで悩みを持っている人が参加している⁴が、いまだ独自の事務所がなく、現在はチングサイの事務所を借りて活動している⁵。

以上のように、両教会は、セクシュアル・マイノリティが自分の当事者性をカムフライトしなくても参加できる場であり、また自分のアイデンティティを肯定しながらキリスト教信者として生きて行くことができるコミュニティとしての機能を果たしている。

2 | 「あいまいな当事者性」戦略の変化

「あいまいな当事者性」戦略とその特徴の変化はヒアリング調査⁶において見いだすことができた。前述した韓国レズビアン相談所の訪問時の経験と同様に、チングサイの事務所の訪問時に、セクシュアル・マイノリティの有力団体であるにもかかわらずその事務所の看板は建物の外にはなく、事務所を探すことに苦労をした。これらは社会からの批判や攻撃を恐れて、戦略的に外からは見えないようにしていると考えられる。チングサイは会員組織で、誰でも会員になれるが、運営委員会はほとんど当事者で構成されている。2017年、19代の大統領の選挙の時には、セクシュアル・マイノリティの声を代弁しようということで、ゲイコミュニティ会員300人の要求案を作成し、それを主要候補に渡すプロジェクトなどを行った。また、会員が自分自身のアイデンティティを自覚し、肯定しながら活動ができるような機会を設けている。例えば、クィア文化祭を共に企画し、その運営に関わるようにして、必ず活動家ではなくても、自分のアイデンティティを自覚しながら活動できるような企画をしている。

セクシュアル・マイノリティの親の会⁷の調査で調査の依頼をし、アポイント時には、親の会であるため、インタビューには親の活動家が応じてくれると思われたが、実際のインタビューは若い活動家であった。親の会に参加している者の割合

をみると、セクシュアル・マイノリティ当事者が6割で、親の割合が4割と、親の参加率が少なくなかった。4章でも述べたように、レズビアンがカムフライトを理由に親から絶縁されるなど1990年代のセクシュアル・マイノリティは親からも受け入れてもらえない存在であった。しかし、今は親の会ができ、親と当事者が会の中で、一緒に活動でき、また、親同士のコミュニティとしての役割を果たし、外部に対しての親の匿名性は保たれている。

韓国のセクシュアル・マイノリティは、自分たちのニーズを自覚し、自分たちの置かれている現状を変えようと努力してきているが、自分たちのニーズを社会に発信する際には、個人としてのニーズを顕在化するのではなく、集団のニーズとして顕在化させている。

だが、最近、このような「あいまいな当事者性」の戦略に変化がみられる。2015年に訪問した団体のほとんどが当事者を中心として構成された団体であったが、活動していた当事者たちは、皆本名ではなく仮名を使用していた。インタビューの際にも、当事者としてではなく活動家としての立場から話をした。しかし、2017年に訪問した団体の活動家たちは、自分のことを活動家として紹介しながらも、自分が当事者であることも伝えた。特に、今回訪問した「公益人権弁護士会希望法」と「公益人権法財団共感」で活動していた弁護士たちは、社会的にもカムフライトし、当事者性を持つ活動家として活動をしている。韓国最初のトランスジェンダーの弁護士は、大学時代、自分の性アイデンティティに混乱が生じ学業を中断したという。その後、彼女は自分の性アイデンティティを隠す必要がなく、会社で解雇になる危険がない専門職になろうと思い、法学専門大学院へ入学し、カムフライトした。弁護士になってからは一般の法律事務所ではなく、弁護士活動と人権運動ができる希望法を選択したという⁸。

既存の韓国のセクシュアル・マイノリティらが当事者性を持ちながらも意図的（または戦略的）

に自分たちの当事者性をあいまいにさせながら活動していたことからすれば大きな変化といえる。

6. 終わりに—「あいまいな当事者性」戦略からの展開—

運動の展開を振り返るときに当事者コミュニティの存在と「あいまいな当事者性」戦略とが相補的に一方での活動深まりと他方でのコミュニティの拡がりとに有効であった。そして、前節で「あいまいな当事者性」の戦略に変化が見えてきていることについて述べたがカミングアウトした著名人の活動を通して今後の展望について触れたい。

キムゾ・グァンス監督とそのパートナーであるキム・スンファン rainbowfactory 代表は、自身の結婚式での祝儀金を集め、国内セクシュアル・マイノリティ人権運動の拠点となるムジゲ (LGBT) センターを建設することを計画し、韓国人権運動の重要な転換点にすることを企図した。キム・スンファン氏はインタビューにおいて同センターの構想は、アメリカ留学時に LGBT センターが LGBT のためのコミュニティスペースになっていることを知ったことを語った。また、同氏はアメリカでも LGBT に対する偏見が強いなかでセンターがサポートの拠点機能とともに LGBT を可視化する場所にもなっていることを知り、センターの許可を得て同センターを参考にし、LGBT 建設の構想に至ったと語った。2020 年建設を目途に構想している LGBT センターは複合多文化センターであり、活動の社会的認知を得るためにも国から認定を受けることが目標である。センターの中にはセクシュアル・マイノリティの運動団体の事務所だけでなく、有名なレストランやカフェ、スーパーマーケットなどの空間を設けて人々が自然にその場所に来るように誘導する計画である。人々は食事や買い物がしたくて来るのであるが、この空間がセクシュアル・マイノリ

ティに友好的な空間であることを知らせ、人々が自然に馴染めるようにすることが同センターの設立である。またこのような場所は、セクシュアル・マイノリティがオンライン上のコミュニティから現実の出会いのための場の役割を果たすと彼は語っていた。アメリカのように現実のコミュニティづくりを目指すためには、自分自身の当事者性を現し、活動できるような環境の整備が必要である。「あいまいな当事者性」戦略の一方で、より可視化した当事者コミュニティづくりを目指し、さらにコミュニティの広がりを試みようとしている。

韓国のセクシュアル・マイノリティが自分のアイデンティティに自信を持ち、隠れずに堂々と生きることのできる社会に変えるためには、キム氏が構想しているようなコミュニティの形成が重要である。

注

- 1 立教大学SFR院生研究「性的少数者の人権をめぐる当事者運動の意義—韓日の大学当事者団体の実践に着目して」(研究代表：柳延希、2015年度)および科研費助成・基盤研究(B)「韓国の社会的バルネラブルクラス支援にみる実践変革型コミュニティ形成に関する研究」(研究代表：三本松政之、2015-17年度)の一環として実施。
- 2 セクシュアル・マイノリティ、同性愛、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、両性愛者、性転換者、セクシュアル・マイノリティ運動をキーワードとして検索を行った。まず、セクシュアル・マイノリティをキーワードにした検索では396件、同性愛は493件、ゲイが2,979件、レズビアンが73件、バイセクシュアルが1件、両性愛者が6件、性転換者は29件、セクシュアル・マイノリティ運動は51件のデータが検索された。
- 3 ロデム木陰教会ホームページ、2017年11月26日閲覧
- 4 2015年の調査より。
調査は、2015年10月30日～11月4日に、「ヒャンリン教会」、「ロデム木陰教会」などの団体を対象に、半構造化面接によるインタビューを実施した。
- 5 ロデム木陰教会ホームページ、2017年11月26日閲覧
- 6 筆者は2017年8月21日～2017年8月22日に、「ゲイ人権運動団体チングサイ」、「社団法人シンナムンセンター」、「公益人権弁護士会希望法」、「公益人権法財団共感」、「セクシュアル・マイノリティの親の会」の5つの団体を対象に、半構造化面接によるインタビュー

を実施した。調査項目は、設立背景及び基本属性、セクシュアル・マイノリティ運動団体の連帯、運動の具体的活動内容、セクシュアル・マイノリティ運動団体における当事者性を持つ意味、セクシュアル・マイノリティが抱える問題を可視化するための方法などである。

- 7 2013年に行動するセクシュアル・マイノリティ人権連帯の小さな集いとして設立された。親の会は子どもの性のアイデンティティを知るようになって悩んでいる親のための団体である。
- 8 kyunghyang新聞 2017年4月25日「国内初のトランスジェンダーの弁護士‘手術しなくても性別変更許可できるように’」
http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201704241652001&code=940100

文献

조미나 (2001) 「사이버 공간에서 동성애자 집단의 소수 문화적 특성에 대한 연구」 전남대학교 대학원 석사논문 (조·미나 (2001) 「사이버空間での同性愛者集團の少数文化的特性に対する研究」 全南大学大学院修士論文)

한채운 (2011) 「한국 레즈비언 커뮤니티의 역사」 『진보평론』, 49: 100-128 (한·첸윤 (2011) 「特集少数者運動の新しい展開 韓国レズビアンコミュニティの歴史」 『進歩評論』 49: 100-128)

한은영 (2011) 「변태소녀들의 커뮤니티를 통한 자기표현－이화변날 레즈비언문화제를 중심으로－」 『현대사회과학 연구』, 15: 135-155 (한·운요ン (2011) 「変態少女たちのコミュニティを通じた自己表現－イファビョナルレズビアン文化際を中心に－」 『現代社会科学研究』, 15: 135-155)

한유석 (2013) 「성소수자들의 공간 전유와 커뮤니티 만들기－이태원 소방서 골목 사례 연구－」 서울도시연구, 14 (1): 253-269 (한·요숙 (2013) 「セクシュアル・マイノリティらの空間専有とコミュニティ構築－梨泰院 (イテウォン) 消防署の事例研究－」 『ソウル都市研究』, 14 (1): 253-269)

전원근 (2015) 「1980년대 『선데이서울』에 나타난 동성애 담론과 남성 동성애자들의 경험」 젠더와 문화, 8 (2): 139-170 (조·운·웅건 (2015) 「1980年代『サンデーソウル』に現われた同性愛談話と男性同性愛者たちの経験」 『ジェンダーと文化』, 8 (2): 139-170)

쥬리 (2012) 「권리의 공백, 청소년의 성적 권리－ 학생인권조례제정운동을 되돌아보며－」 도서출판여이연, 『여성이론』 26: 229-243 (쥬리 (2012) 「權利の空白、青少年の性的權利：学生人権条例制定運動を振り返って」 図書出版ヨイヨン, 『女性理論』 26: 229-243)

케이 (2004) 「나는 존재한다 고로 요구 할 것이다」 『차이로 차별 걸어찬 보랏빛 무지개－레즈비언 인권운동 10

년사』 217, pp.149-154 (케이 (2004) 「私は存在するゆえに要求できる」 『差による差別 蹴飛ばした紫の虹－レズビアン人権運動 10年史』 217: 149-154)

강오름 (2015) 「“LGBT, 우리가 지금 여기 살고 있다”－현대 한국의 성적소수자와 공간」 서울대학교 비교문화연구소, 비교문화연구, 21 (1): 5-50 (칸·올름 (2015) 「“LGBT,我々が今ここに住んでいる”－現代の韓国性的少数者と空間」 ソウル大学比較文化研究所 『比較文化研究』 21 (1): 5-50)

한국여성성적소수자인권운동모임 끼리끼리 (2004) 「한국 레즈비언 인권운동 10년사」 진보평론, 제20호 (女性性的少数者人権団体「끼리끼리」(2004) 『韓国レズビアン人権運動10年史』 『進歩評論』 20: 39-68)

한국게이인권운동단체 친구사이 (2011) 「친구사이와 한국의 게이 인권운동」 진보평론, 49: 60-99 (韓國 게이人権運動団体친그사이 (2011) 「친그사이と韓国のゲイ人権運動」 『進歩評論』 49: 60-99)

한국게이인권운동단체친구사이 (2014) 한국 『LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사 최종보고서』 (韓國 게이人権運動団体친그사이 (2014) 『韓国LGBTI 커뮤니티社会的欲求調査最終報告書』)

김희연 (2004) 「한국의 레즈비언 놀이문화 연구: 클럽 (Club) 과 (Bar) 에서 드러나는 소수문화적 특징을 중심으로」 한양대학교 석사논문 (김·히연 (2004) 「韓国レズビアン遊び文化研究: 클럽 (Club) と (Bar) に現れる少数文化的な特徴を中心に」 漢陽大学修士論文)

김송혜숙 (1999) 「동성애와 매매춘, 여성운동의 새로운 목소리 1: 한국여성동성애자운동과 페미니즘」 한국여성연구소 『여성과 사회』 10: 43-50 (김·송·혜·숙 (1999) 「同性愛と売買春, 女性運動の新しい声 1: 韓國女性同性愛者運動とフェミニズム」 韓國女性研究所 『女性と社会』 10: 43-50)

국가인권위원회 (2014) 「성적지향·성별정체성에 따른 차별실태조사」 연구용역보고서, 1-416 (國家人権委員會 (2014) 「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」, 委託研究報告書, 1-416)

이병량 (2010) 「성적소수자 인권운동의 전개와 정책적 대응－ 몇가지 가설적 논의들」 『정부학연구』 16 (2): 5-35 (이·병·량 (2010) 「韓國セクシュアル・マイノリティの人権運動の展開と政策の反応: 仮説的論議」 『政府学研究』 16 (2): 5-35)

이서진 (2006) 「게이 남성의 장소 형성: 종로구 낙원동을 사례로」 서울대학교 대학원 지리학과 석사논문 (이·소진 (2006) 「ゲイ男性の場所の形成: 鍾路区楽園洞を事例に」 ソウル大学大学院地理学科修士論文)

이송희일 (1998) 「서 있는 사람들」 『Buddy』 3호 (이·송·희·일 (1998) 「立っている人－劇場の人々」 『Buddy』 3号)

이·헤솔 (1999) 「韓國 레즈비안人権運動史」, 韓國女性 핫트라인連合編 『韓國女性人権運動史』, 図書

- 出版ハヌル= 2004 山下英愛訳 『韓国女性人権運動史』 明石書店、世界人権問題叢書51 : 455-509
- 이정은 (2004) 「레즈비언 인권운동은 모든 여성이 행복해지는 운동」 『차이로 차별 견어찬 보랏빛 무지개-레즈비언인권연구소 박김수진씨와 시로씨 인터뷰』 217 : 135-140 (イ・ジョンウン (2004) 「레즈비언人権運動は全ての女性が幸せになる運動」 『差による差別 蹴飛ばした紫の虹-레즈비언人権연구소박킴·스진시와시로시인터뷰』 217 : 135-140)
- 中西正司 上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』 岩波書店
- 나영정 (2015) 「한국 성소수자 운동과 제도화의 역설」 진보평론, 63 : 228-257 (ナ・ヨンジョン (2015) 「韓国セクシュアル・マイノリティの運動と制度化の逆説」 『進歩評論』 63 : 228-257)
- 나영정·정현희 (2015) 「성소수자 인구, 커뮤니티를 그리는 작업에서 마주치는 문제들-한국 LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사를 중심으로-」 도서출판여이연, 여성이론, 92-108 (ナ・ヨンジョン, ジョン・ヒョン비 (2015) 「セクシュアル・マイノリティ人口、コミュニティを描く作業で出会う問題-韓国LGBTI 커뮤니티社会的欲求の調査を中心に-」 図書出版ヨイヨン, 『女性理論』 92-108)
- 서동진 (2005) 「인권, 시민권 그리고 섹슈얼리티-한국의 성적 소수자 운동과 정치학-」 경제와 사회, 67 : 66-87 (ソ・ドンジン (2005) 「人権、市民権そしてセクシュアリティ-經濟と社会」 『經濟と社会』 67 : 66-87)
- 손소연·이지하 (2016) 「성소수자의 커뮤니티 참여 의미에 대한 연구-Giorgi 현상학적 방법론을 중심으로」 한국사회복지학, 68 (2) : 233-256 (손·소연, 이·지하 (2016) 「セクシュアル・マイノリティのコミュニティ参加の意義に対する研究-Giorgi 現象学的方法論を中心に-」 韓国社会福祉学, 68 (2) : 233-256)
- SOGI 법정책연구회 (2017) 「한국의 LGBTI 인권현황 2016성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서」 (SOGI 法政策研究会 (2017) 「韓国のLGBTI人権現況2016性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書」)
- 윤아영 (2013) 「국내 여성 동성애자의 장소 형성과 문화 실태」 성신여자대학교, 한국여성연구소, 『여성연구논총』, 13 : 69-107 (윤·아영 (2013) 「韓国女性同性愛者の場所形成と文化実態」 誠信女子大学韓国女性研究所 『女性研究論叢』 13 : 69-107)
- 柳延希, 三本松政之 (2015) 「韓国における性的少数者の当事者組織形成過程に関する研究-当事者としての活動家に着目して-」 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 3 : 39-57
- 柳延希 (2015) 「韓国のセクシュアル・マイノリティの人権をめぐる当事者運動の意義」 立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要, 13 : 99-110